

第5節 応援要請

応援要請

□総括班 □消防班

【基本方針】

大規模災害発生時においては、その被害の状況によっては、市単独では十分な応急対策活動が実施できないことが想定されるため、平常時から関係機関と十分に協議し、こうした災害時にあたっては速やかに広域応援等を要請し、応急対策活動が迅速、的確に実施できる応援協力体制を整えておくものとする。また、同時に他市町村からの応援要請を受けた場合には、速やかに応援活動を実施するよう努めるものとする。

県や他市町村、防災関係機関等への応援要請の内容や要領等については、本節に定めるほか、一般災害対策：第Ⅲ編第1章第4節「応援要請計画」に準ずる。

《国の現地対策本部（非常災害または緊急災害現地対策本部）の受け入れ》

地震・津波等の大規模災害時においては、国との連携は、被災地の状況の的確な把握や被災地の実情に合わせた迅速な災害応急対策等で重要なものであるため、本市に国の現地対策本部が設置される場合、県と共同してその受け入れに協力する。

【主な協力内容】

- a. 現地対策本部受け入れ
- b. 現地対策本部執務室、電話機の確保
- c. 現地対策本部の活動に必要な最低限の備品
- d. 現地対策本部の活動に必要な最低限の端末機

※国の現地対策本部は、県の要請に基づいて設置されるものではなく、国が状況に応じて設置判断を行うものである。